平成２７年（フ）第２５９号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の238市営第２浜表団地Ｇ－101、前住所静岡県浜松市西区舞阪町浜田598番地
破産者　宮崎　嘉市
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３８３号
大津市浜町８番19号
破産者　川合　佳子
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８６号
滋賀県草津市馬場町386番地
破産者　奥田　康人
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３１号
京都市山科区勧修寺東北出町137番地　ラポート勧修307、破産手続開始決定時の住所京都市山科区勧修寺東栗栖野町18番地９
破産者　波留　重夫
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
京都府亀岡市篠町馬堀広道７番地１　グランコート亀岡402号、破産手続開始決定時の住所京都府亀岡市篠町見晴２丁目５番３号
破産者　長谷川健市
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
京都市伏見区桃山町養斉16番地40、住民票上の住所京都市伏見区桃山町遠山95番地の14
破産者　横山　　優
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９３号
和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東193―１　サンハウスかつらぎ103号室、住民票上の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷352番地の５
破産者　丸山　勝弘
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３１号
和歌山県紀の川市桃山町段470番地
破産者　山田　芳**廣**
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５８号
和歌山市新堀東２丁目10番28号
破産者　中村　裕子（旧姓鎌田）
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４６号
山口県柳井市阿月720番地１
破産者　野村　和男
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第１１号
山口県岩国市錦町広瀬75―７　吉本義貞方、住民票上の住所山口県岩国市南岩国町４丁目６番22号
破産者　大本　亜美
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第９５号
香川県小豆郡小豆島町西村甲811番地４
破産者　久米　球子（旧姓長瀬）
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６９号
愛媛県四国中央市妻鳥町283番地１　パークハイツ102号
破産者　内田　真人
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第９号
福岡県筑後市大字常用766番地　市営住宅常用団地102号
破産者　中村　健司
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第４３号
熊本県水俣市祇園町１番28号、前住所横浜市神奈川区立町24番地27　大川荘201号
破産者　坂本　周央
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第４２０号
さいたま市大宮区三橋４丁目901番地１
破産者　松田　キヨ
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５８号
埼玉県戸田市喜沢１丁目６番地の３　（ノースハイツＡ－202号室）
破産者　眞継由記子（旧姓竹本）
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０１号
さいたま市見沼区島町410番地11
破産者　中島　基幸
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係